

新型コロナウイルス感染症対策に関する提言書（２回目）

- 1 国の緊急事態宣言解除後も新型コロナウイルスとの長期戦が避けられない状況の中、一日でも早く、安心な日常生活と活力ある社会経済活動を取り戻すため、市民生活や事業者の実態把握に努め、不急事業の見直し等により捻出した財源を基に、地域の実情に応じた効果的な支援策の実施・拡充を図ること。

⇒**回答**：新型コロナウイルス感染症対策に係る費用がさらに必要となることが予想される中、必要な財源を確保することは重要な課題であると捉えており、中止が決まりました事業の不用額や、検討を行った結果、実施年度の先送りなどによる不用額については、補正予算による減額を行い、財源を確保していきたいと考えています。

これまでも市民生活や事業者等の実態把握に努め施策等に反映してきましたが、今後も引き続き市民の皆さまの声を基に、必要な支援を適切に実施していきます。

なお、今回も市が実施する施策や取組みなどの追加の情報について別途チラシを作成し、全戸配布して、情報提供に努めていきます。

- 2 有効な治療法やワクチンの開発がいまだ実現していない中、感染拡大の第2波、第3波の可能性に備え、公共サービスに支障が生じないように対策を早急に講ずるとともに、「新しい生活様式」の確立に向けた取組を進めること。併せて、医療・介護・障害者施設等の環境整備に対する支援の充実を図ること。

⇒**回答**：本市では、市の公共施設の利用人数について基準を決め、人と人との距離を十分に確保できるようにするとともに、体温計や消毒用アルコール等を配備し、利用者の安全な施設利用や感染拡大の防止に努めています。

また、施設利用者から感染者が発生した場合の対応や方針を施設ごとに決め、公共サービスに支障が生じないように備えています。

市民に対しては、人と身体的距離を取るにより接触を減らすことやマスクの着用、手洗いなどの励行を推奨し、「新しい生活様式」を心がけていただけるよう、ホームページ、メール、あいかりにて周知を図っていきます。

医療においては、市民が安心して医療を受けることができるよう、マスクや消毒液等の衛生用品の備蓄に努めるとともに、医療機関と情報共有し、要望等がありましたら対応を検討していきたいと考えています。

また、障害福祉・介護サービス事業所は、新型コロナウイルス感染防止対策を十分に講じた上で、サービス提供を継続していただいています。感染防止対策や従事者への慰労を目的とした支援金を交付させていただくとともに、引き続き、事業継続のための環境整備に努めていきます。